副本

平成２５年（行ウ）第５号

島根原子力発電所３号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原　告　井口隆史　ほか４２７名

被　告　国

第４準備書面

平成２６年１２月１５日

松江地方裁判所民事部合議係　御中

被告国訴訟代理人

岩　渕　正　樹

被告国指定代理人

田　中　健　司

寺　田　幸　平

増　山　和　男

田　村　泰　崇

中　川　直　子

前　原　一　夫

山　﨑　明　夫

鶴園孝夫 代

武田龍夫 代

泉　雄大 代

三田裕信 代

堀口　晋 代

松原崇弘 代

村川正徳 代

中川幸成 代

木村真一 代

山形浩史 代

村田真一 代

足立恭二 代

荒川一郎 代

小林　勝 代

渡邉桂一 代

桐原大輔 代

目　　次

被告国は，本準備書面において，原子力規制委員会設置法（平成２４年法律第４７号。以下「設置法」という。）による改正前の原子炉等規制法（以下「平成２４年改正前原子炉等規制法」という。）の安全規制の体系の特色及び設置法による改正前の電気事業法（以下「平成２４年改正前電気事業法」という。）の規制の概要について述べた上（後記第１），設置法の制定に伴う原子炉等規制法（以下，設置法による改正後の原子炉等規制法のことを「改正原子炉等規制法」といい，平成２４年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には，単に「原子炉等規制法」という。）の改正の概要（後記第２），改正原子炉等規制法における主な改正点（後記第３），新規制基準の全体像（後記第４），新規制基準の具体的な適用及び審査の在り方（後記第５），改正原子炉等規制法及び新規制基準の経過措置（後記第６），設置許可基準規則に適合しないことを理由とする使用停止等処分（改正原子炉等規制法４３条の３の２３）と段階的安全規制及び設置許可との関係（後記第７），使用停止等処分の義務付け訴訟における本案要件等（後記第８）並びに使用停止等処分と電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令との関係（後記第９）について述べる。

略称は，本準備書面において新たに定めるもののほかは，従前の例による。参考として，末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第１　平成２４年改正前原子炉等規制法の安全規制の体系の特色及び平成２４年改正前電気事業法の規制の概要

本件原子炉施設は，実用発電用原子炉を有しており，設置法の制定前は，本件原子炉施設に対する安全規制は経済産業大臣が所管していた。また，本件原子炉施設は，原子力施設であるという面から，平成２４年改正前原子炉等規制法の規制を受け，発電用設備であるという面から，平成２４年改正前電気事業法の規制を受けていた。

１　分野別安全規制

平成２４年改正前原子炉等規制法における安全規制の体系の特色は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の利用につき，これを各種分野に区分し，それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うという方法が採られていることにあった。すなわち，同法は，第２章の各規定によって製錬[*1]の事業に関する一連の規制を，第３章の各規定によって加工[*2]の事業に関する一連の規制を，第４章の各規定によって原子炉の設置，運転等に関する一連の規制を，第４章の２の各規定によって貯蔵の事業に関する一連の規制を，第５章の各規定によって再処理[*3]の事業に関する一連の規制を，第５章の２の各規定によって廃棄の事業に関する一連の規制を定め，各種分野に区分して，それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うこととしていた。

２　段階的安全規制

平成２４年改正前原子炉等規制法による原子炉の設置，運転等に関する安全規制の体系は，原子炉の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し，それぞれの段階に対応して原子炉設置の許可（なお，原子炉の基数の変更（平成２４年改正前原子炉等規制法２６条１項，２３条２項３号，いわゆる原子炉の増設）を内容とする変更許可を含めて設置許可ということがある。），設計及び工事の方法の認可，使用前検査の合格，保安規定の認可，定期検査などといった規制手続を介在させ，これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るというものであり，段階的安全規制

---

*1　製錬の意義は，被告国第２準備書面１３ページ注釈９参照（平成２４年改正前原子炉等規制法２条６項）

*2　加工の意義は，被告国第２準備書面１３ページ注釈１０参照（平成２４年改正前原子炉等規制法２条７項）

*3　再処理の意義は，被告国第２準備書面１４ページ注釈１１参照（平成２４年改正前原子炉等規制法２条８項）

の体系が採られていることに特色があった。

原子炉について，設置許可から定期検査までの流れを概観すると，以下のとおりであった。すなわち，原子炉を設置しようとする者は，まず，①経済産業大臣の原子炉設置許可を受けることを要する（同法２３条１項）とされていた。次に，工事に着手するためには，②設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない（同法２７条１項）とされていた。そして，原子炉の運転を開始するためには，③経済産業大臣の使用前検査を受け，これに合格しなければならないほか（同法２８条１項），④保安規定を定め，これにつき原子炉の運転開始前に経済産業大臣の認可を受けなければならない（同法３７条１項）とされていた。さらに，運転開始後においても，⑤一定の時期ごとに施設定期検査を受けなければならない（同法２９条１項）とされていた。

以上のように，原子炉の設置，運転等については段階に分けて安全規制が行われていたのであるが，そのうち，①の原子炉設置許可処分の段階において，原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性が判断され，これを前提として，②ないし⑤の設計及び工事の方法の認可以降の規制（いわゆる後段規制と称されている規制であり，以下，単に「後段規制」という。）において，詳細設計の妥当性が確認されていた。

３　平成２４年改正前電気事業法の規制の概要

(1) 平成２４年改正前原子炉等規制法７３条による適用除外

平成２４年改正前電気事業法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものについては，平成２４年改正前原子炉等規制法７３条において，同法２７条から２９条までの規定の適用が除外されており，これに代わって平成２４年改正前電気事業法に基づく規制がされていた。これを詳しく見ると，原子炉施設の設計及び工事の方法の認可（平成２４年改正前原子炉等規制法２７条）に代わって事業用電気工作物の設置の工事の計画についての経済産業大臣の認可（平成２４年改正前電気事業

法４７条）又は経済産業大臣に対する届出（同法４８条）が，原子炉施設の使用前検査（平成２４年改正前原子炉等規制法２８条）に代わって事業用電気工作物の設置の工事についての経済産業大臣の使用前検査（平成２４年改正前電気事業法４９条）が，原子炉施設の施設定期検査（平成２４年改正前原子炉等規制法２９条）に代わって特定重要電気工作物について経済産業大臣が所定の時期ごとに行う定期検査（平成２４年改正前電気事業法５４条）及び特定電気工作物について事業者が定期に行う定期事業者検査（同法５５条）などがそれぞれ定められていた。

(2) 事業者に課せられた技術基準適合維持義務

ア 平成２４年改正前電気事業法３９条１項は，「事業用電気工作物を設置する者は，事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定し，事業用電気工作物の設置者に対し，技術基準適合維持義務を課していた。

ここでいう事業用電気工作物とは，電気工作物（平成２４年改正前電気事業法２条１項１６号）のうち，一般用電気工作物以外のものをいう（同法３８条３項)。そして，一般用電気工作物とは，①他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し，その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に，かつ，電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であって，その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの（同条１項１号)，②構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に，かつ，電気的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であって，その発電に係る電気を上記①の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの（同項２号）等をい

う。原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものは，この一般用電気工作物には該当せず，事業用電気工作物に該当するから，これを設置する者に技術基準適合維持義務が課せられていた（同法３９条１項）。

イ　平成２４年改正前電気事業法３９条２項は，経済産業省令において技術基準を定める（同条１項）に当たって拠るべき基本となる基準を定めていた。すなわち，同条２項は，①事業用電気工作物は，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えないようにすること（同項１号），②事業用電気工作物は，他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること（同項２号），③事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること（同項３号），④事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあっては，その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障が生じないようにすること（同項４号）を上記の基準として掲げていた。これらの基準に基づき，原子力発電工作物については，発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和４０年６月１５日通商産業省令第６２号。以下「省令６２号」という。）において具体的な技術基準が定められており，事業者は，事業用電気工作物である発電用原子炉施設について，設計，建設段階のほか運転段階においても省令６２号に適合するように維持することが義務付けられていた。

(3) 技術基準適合命令

平成２４年改正前電気事業法４０条は，「経済産業大臣は，事業用電気工作物が前条第１項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは，事業用電気工作物を設置する者に対し，その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し，改造し，若しくは移転し，若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ，又はその使用を制限することができる。」と規定していた。そして，経済産業大臣は，同条に基づき，事業用電気工作

物が技術基準に適合していないと認めるときは，事業用電気工作物の修理，改造，移転のほか，使用の一時停止，使用の制限を命令することができた（以下，この命令を「技術基準適合命令」という。）。

事業用電気工作物である発電用原子炉施設については，工事計画の認可を受け，又は使用前検査に合格した場合には，その時点では技術基準に適合しないものではないとされることとなるが，設置又は変更の工事後の周囲の環境の変化や事業用電気工作物の損耗等により技術基準に適合しなくなったにもかかわらず，そのまま放置される場合などには，技術基準に適合するよう監督する必要があることから，平成２４年改正前電気事業法４０条が設けられていた。例えば，立入検査（同法１０７条）の結果，事業用電気工作物である発電用原子炉施設が，省令６２号で定める技術基準に適合していないと経済産業大臣が認める場合には，経済産業大臣の裁量に基づき，技術基準適合命令が発令されることとなっていた。

発令される技術基準適合命令の内容は，当該事業用電気工作物の修理，改造，移転，使用の一時停止又は使用の制限という種類・態様の中で，当該事業用電気工作物を技術基準に適合させるために必要な範囲に限定される。例えば，修理又は改造をもって事足りる場合に，移転を命ずるのは適当ではなく，使用の一時停止命令は，修理，改造等技術基準に適合させるため何らかの措置が講ぜられるまでの間，これに必要な限度で行われるものである。使用の制限は，使用の停止には及ばないものの，修理，改造等のため，出力を一定限度以下にして使用させる必要があるような場合などに行われる（電気事業法解説（乙Ｂイ第８号証）３０５，３０６ページ）。

第２　設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正の概要

１　はじめに

(1) 設置法は，平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う

原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究，開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し，並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため，原子力利用における事故の発生を常に想定し，その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って，確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し，又は実施する事務を一元的につかさどるとともに，その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し（同法２条，国家行政組織法３条２項），もって国民の生命，健康及び財産の保護，環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的としている（設置法１条）。

(2) 設置法は，原子力規制委員会の組織及び機能について規定しているほか，同法の附則において，原子炉等規制法や原子力災害対策特別措置法などもまとめて改正している点に特徴がある。

ア　設置法は，原子力規制委員会の組織及び機能として，原子力規制委員会の独立性を確保しているほか，原子力安全規制や放射線モニタリング等を一元化し，原子力規制委員会が，原子力安全（Safety），保障措置（Safeguards），核セキュリティ（Security）を一元的に担うこととしている。そして，原子力規制委員会については，規制と利用の分離から，経済産業省及び文部科学省ではなく環境省の外局とされ，規制機関の政治的独立性を確保すべく，独立行政委員会（同法２条，国家行政組織法３条２項）とされた。

イ　また，設置法の附則において，原子力安全規制の厳格化として，平成２４年改正前原子炉等規制法が一部改正され（設置法附則１５条ないし１８条），平成２４年改正前原子炉等規制法の目的が見直され，重大事故への対処が新たに規制対象とされた。そして，原子力施設の規制基準に関し，

工事計画認可，使用前検査等に係る技術基準に適合していない場合等に加え，原子力施設の位置，構造及び設備に係る設置許可基準に適合していない場合にも，原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）等に対して，使用の停止，改造，修理，移転等を命ずることができると規定された。

ウ　さらに，設置法の附則において，原子力防災対策の強化として，原子力基本法（昭和３０年法律第１８６号）の一部が改正され（設置法附則１２条），内閣に原子力防災会議を設置することとされた。そして，原子力災害対策特別措置法も改正され（設置法附則５４条），原子力災害対策指針が法定化されたほか，原子力事業者防災訓練も強化されるなどした。

以上のうち，改正原子炉等規制法の体系，概要等について述べる。

2　改正原子炉等規制法の体系等

(1) 改正原子炉等規制法の目的

改正原子炉等規制法は，原子力基本法の精神にのっとり，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに，原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質，核燃料物質及び原子炉による災害を防止し，及び核燃料物質を防護して，公共の安全を図るために，製錬，加工，貯蔵，再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し，大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか，原子力の研究，開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために，国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い，もって国民の生命，健康及び財産の保護，環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的としている（同法１条）。

(2) 分野別安全規制と段階的安全規制

平成２４年改正前原子炉等規制法における安全規制は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の利用につき分野別安全規制の体系と，原子炉施設の設計から運転に至る過程の各段階で原子炉の利用に係る安全確保を図る段階的安全規制の体系が採られていたところ，改正原子炉等規制法も同様の体系となっている。

ア　分野別安全規制

改正原子炉等規制法における安全規制は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の利用につき，これを各種分野に区分し，それぞれの分野の特質に応じて，それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うという分野別安全規制の体系が採られている。すなわち，同法は，その規制対象を，製錬事業（第２章），加工事業（第３章），原子炉の設置，運転等（第４章），使用済燃料の貯蔵事業（第４章の２），再処理事業（第５章），廃棄事業（第５章の２），核燃料物質等の使用等（第５章の３），国際規制物資の使用等（第６章の２）などに分け，それぞれの分野別に行政庁の指定，許可等を受けるべきものとしている。

イ　段階的安全規制

また，改正原子炉等規制法における安全規制は，原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し，それぞれの段階に対応して，一連の許認可等の規制手続を介在させ，これらを通じて原子炉の利用に係る安全確保を図るという，段階的安全規制の体系が採られており，このことは，改正の前後を通じて特に変更はない。

すなわち，改正原子炉等規制法においても，発電用原子炉を設置しようとする者は，まず，①原子力規制委員会の原子炉設置許可を受けることを要する（同法４３条の３の５，同法４３条の３の６）。次に，工事に着手するためには，②工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない（同法４３条の３の９）。そして，発電用原子炉の運転を開

始するためには，③原子力規制委員会の使用前検査を受け，これに合格しなければならないほか（同法４３条の３の１１），④保安規定を定め，原子力規制委員会の認可を受けなければならない（同法４３条の３の２４）。さらに，運転開始後においても，⑤一定の時期ごとに，原子力規制委員会が行う施設定期検査を受けなければならない（同法４３条の３の１５）。なお，発電用原子炉設置許可者が，同法４３条の３の５第２項２号から５号まで又は８号から１０号までに掲げる事項を変更しようとするときは，⑥原子力規制委員会の設置変更許可（同法４３条の３の８）を受けた上，設置許可と同様に，工事計画認可，使用前検査及び保安規定認可を受けなければならない。

かかる段階的安全規制のうち，①の設置許可及び⑥の設置変更許可においては，申請に係る原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等が判断される。後述する改正原子炉等規制法の第３段階目の施行（後記３(1)（１５ページ)）に伴い，上記事項は，実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第５号。乙Ｂア第１号証。別紙１(3)。以下「設置許可基準規則」という。）を用いて審査することとされた。これに対し，②ないし⑤の後段規制においては，設置（変更）許可処分時において審査された基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性を前提として，その詳細設計の妥当性が審査された上，現実に工事がされ，使用前検査を経て使用が開始された原子炉について，具体的な部材・設備の強度，機能に問題がないか否かを確認するという仕組みが採られている。そして，上記第３段階目の施行に伴い，詳細設計については，実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第６号。乙Ｂア第２号証。別紙１(4)。以下「技術基準規則」という。）を用いてその妥当性を確認する

こととされた。このように，原子炉等規制法の改正後も，基本設計ないし基本的設計方針の安全性について審査するための規則と，詳細設計について審査等するための規則は，それぞれ別個に策定されている。

なお，かかる段階的安全規制と改正原子炉等規制法４３条の３の２３に基づく使用停止等処分との関係については，後記第７の１（４３ページ）において述べる。

３　改正原子炉等規制法の概要

(1) 多段階施行の概要

設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正は，以下のとおり，４段階で施行された。

第１段階目の施行は，原子力利用の安全規制に関する事務の原子力規制委員会への一元化，原子力の利用と規制との分離，緊急時の対応に関する制度の改正を内容とするものであり（設置法附則１５条），原子力規制委員会の設置と同時（平成２４年９月１９日）に施行された（同法附則１条本文，１５条）。

第２段階目の施行は，文部科学省所管の保障措置の実施に関する事務の原子力規制委員会への移管に伴う改正であり（設置法附則１６条），平成２５年４月１日に施行された（同法附則１条３号，１６条）。

第３段階目の施行は，発電用原子炉施設に対する安全規制の強化を内容とする改正であり（設置法附則１７条），平成２５年７月８日に施行された（同法附則１条４号，１７条）。

第４段階目の施行は，原子力施設の安全性に関する評価の届出及び公表制度の導入のほか，発電用原子炉施設以外の原子力施設（核燃料施設等）に対する安全規制の強化を内容とする改正であり（設置法附則１８条），平成２５年１２月１８日に施行された（同法附則１条５号，１８条）。

(2) 改正原子炉等規制法の概要

改正原子炉等規制法の概要は，以下のとおりである。なお，主要な改正点については，後述する。

ア　第１段階目の改正の概要

改正原子炉等規制法においては，規制権限の一元化のため，①原子力安全規制に係る主務大臣が，経済産業大臣（発電用原子炉施設，製錬施設，加工施設，再処理施設等），文部科学大臣（試験研究炉，使用施設等），国土交通大臣（船舶用炉）から，原子力規制委員会に変更され（設置法附則１５条の施行時点の原子炉等規制法６条１項，１３条１項，２３条１項，２３条の２第１項，４４条１項，５２条１項等），②原子力安全委員会への意見聴取規定（平成２４年改正前原子炉等規制法２４条２項，４４条の２第２項の一部等）が削除された。

また，規制と利用の分離の観点から，③法目的及び許可等の基準等から「利用の計画的な遂行」が削除されたほか，④法目的に「国民の生命，健康及び財産の保護，環境の保全並びに我が国の安全保障に資する」旨が追加された（改正原子炉等規制法１条）。

そして，災害の防止・事故処理について，⑤緊急時における災害を防止するための措置命令（同法６４条。後述第３の７（２３ページ））が強化又は拡充されるとともに，⑥災害が発生した施設に対する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置などの特別な規制が導入された（同法６４条の２ないし４。後述第３の８（２３ページ））。

イ　第２段階目の改正の概要

改正原子炉等規制法においては，規制権限の一元化の一環として，「国際規制物資の使用等に関する規制」に関する規定の主務大臣が，文部科学大臣から原子力規制委員会に変更された（同法第６章の２）。

ウ　第３段階目の改正の概要

改正原子炉等規制法においては，発電用原子炉の設置許可基準，保安の

ために必要な措置として，①重大事故への対処が新たに導入された（同法４３条の３の６，４３条の３の２２。後述第３の１（１８ないし２０ページ））。

また，災害防止を強化する観点から，②供用開始後のみならず，設計・工事の段階からの品質保証が要求された（同法４３条の３の９第３項３号。後述第３の２（２０ページ））。

さらに，③発電用原子炉施設の規制基準に関し，工事計画認可，使用前検査等に係る技術基準に適合していない場合に加え，改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号の設置許可基準に適合していない場合にも，発電用原子炉設置者に対して，使用停止等処分を行うことができる旨規定され（同法４３の３の２３第１項。後述第３の３（２０及び２１ページ）），高経年化した原子炉の安全性確保のため，④４０年の運転期間の制限の原則が導入された（同法４３条の３の３２。後述第３の５（２２ページ））。このほか，⑤事業者に，災害の防止に関する責務があることが法律の規定上明らかにされた（同法５７条の９。後述第３の６（２２及び２３ページ））。

その他，⑥原子炉等規制法と電気事業法の適用関係の整理も一部進められた（電気事業法１１２条の３，平成２４年改正前原子炉等規制法７３条の削除等。後述第３の９（２３及び２４ページ））。

エ　第４段階目の改正の概要

(ｱ) 発電用原子炉施設について

改正原子炉等規制法においては，発電用原子炉施設について，原子力施設の安全性に関する評価の届出公表制度（同法４３条の３の２９。後述第３の４（２１及び２２ページ））が導入された。

(ｲ) 核燃料施設等について

改正原子炉等規制法においては，加工施設及び再処理施設について，

重大事故対策が新たに導入され（同法１４条１号，２１条の２第１項，４４条の２第１項２号，４８条１項），加工施設，再処理施設，製錬施設，試験炉施設，貯蔵施設，廃棄施設及び使用施設の事業許可等の規制基準についてそれぞれ法令化（原子力規制委員会規則）することとされた（同法４条２号，１４条３号，２４条１項３号，４３条の５第１項３号，４４条の２第１項４号，５１条の３第２号，５３条２号）。

また，加工施設，試験炉施設，貯蔵施設，再処理施設及び廃棄施設について，使用前検査，施設定期検査に係る技術基準に適合していない場合に加え，同施設の位置，構造及び設備に係る事業許可等の基準に適合していない場合にも，これらの事業者等に対し，使用の停止，改造，修理，移転等を命ずることができるよう規定され（同法２１条の３第１項，３６条１項，４３条の１９第１項，４９条１項，５１条の１７第１項），設計・工事の段階からの品質保証の規制要求（同法１６条の２第３項３号，２７条３項３号，４３条の８第３項３号，４５条３項３号，５１条の７第３項３号）が導入されるなど安全規制が強化された。

さらに，加工施設及び再処理施設については，原子力施設の安全性に関する評価の届出公表制度（同法２２条の７の２，５０条の４の２）が導入された。

第３　改正原子炉等規制法における主な改正点

１　重大事故への対処

(1) 改正原子炉等規制法の目的

平成２３年３月に発生した福島第一発電所事故は，重大事故となり，周辺地域に放射性物質が放出され，周辺住民が避難を強いられるなど，事故の影響は広範囲に及ぶこととなった。こうしたことから，設置法附則１７条は，同法附則１５条による改正後の原子炉等規制法１条をさらに改正し，「原子

力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されること」の防止を法の目的に含むこととすることで，設計基準の範ちゅうの事象を防止するだけでなく，それを超える重大事故が生じた場合にも放射性物質が原子力施設外に大量に放出されることを防止することが新たに規制対象とされた。

(2) 発電用原子炉の設置許可基準

重大事故対策を新たに規制対象とするに当たっては，発電用原子炉の設置許可又は設置変更許可の審査に当たり，建屋の水密化や電源の多重化，多様化等のハード面の安全性，健全性の確認や，重大事故が発生した場合において，その影響を緩和するために設備等や緊急時資機材等を有効に活用する能力（いわゆる，アクシデントマネジメント能力）があらかじめ備わっているかなどのソフト面からの審査が重要であると考えられた。

そこで，設置法附則１７条により，改正原子炉等規制法４３条の３の５第２項１０号が新設され，設置許可の申請事項に「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」を挙げるとともに，同法４３条の３の６第１項３号が新設され，発電用原子炉の設置許可基準の一つである「発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に「重大事故（括弧内省略）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」が含まれる旨規定し，発電用原子炉の設置許可に当たっては，重大事故に対応するための訓練や重大事故発生時の被曝管理等の対応措置（いわゆるアクシデントマネジメント）能力についても原子力規制委員会において審査することとなった。

(3) 保安のために講ずべき措置

前記(1)及び(2)のとおり，重大事故対策が新たに規制対象とされたことを受け，発電用原子炉の運転についても，設置法附則１７条により，改正原子

炉等規制法４３条の３の２２第１項において，発電用原子炉設置者が講じるべき保安のために必要な措置に「重大事故が生じた場合における措置」が含まれることとされた。

２　設計及び工事段階における品質保証

平成２４年改正前原子炉等規制法においては，発電用原子炉設置者の供用開始後の品質保証に係る体制等について，保安規定によって確認していたが，災害を防止する観点から，供用開始後の品質保証だけではなく，その前段階である発電用原子炉施設の設計や工事の段階から発電用原子炉設置者等により品質を確認し，製品や役務等に要求される品質が達成されるよう設計管理等の措置が執られることを担保することがより必要と考えられた。

そこで，発電用原子炉施設の設計及び工事の段階から発電用原子炉設置者の品質管理方法等について確認するため，設置法附則１７条において，改正原子炉等規制法４３条の３の９第３項３号が新設され，工事計画の認可基準の一つとして，品質管理の方法及びその検査のための組織が技術上適切であることが追加された。

３　改正原子炉等規制法４３条の３の２３に基づく使用停止等処分

平成２４年改正前原子炉等規制法下においては，発電用原子炉施設の位置，構造又は設備が設置許可基準に適合しないものと認められる場合に，その発電用原子炉設置者に対して当該発電用原子炉施設の停止等を命ずる規定は法律上存在しなかった。

そのため，設置法附則１７条において，改正原子炉等規制法４３条の３の２３が規定され，設置許可の規制基準が変更された場合等において，発電用原子炉施設の位置，構造又は設備が，改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号の設置許可基準に適合しないと認められる場合に，その発電用原子炉設置者に対して，当該発電用原子炉施設を設置許可基準に適合させるべく必要な措置を講じさせるよう原子力規制委員会が使用停止等の命令ができることとされ

た。

なお，改正原子炉等規制法４３条の３の２３の具体的内容については，①発電用原子炉施設の位置，構造若しくは設備が同法４３条の３の６第１項４号の基準に適合していないと認めるとき，②発電用原子炉施設が同法４３条の３の１４の技術上の基準に適合していないと認めるとき，又は③発電用原子炉施設の保全，発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬，貯蔵若しくは廃棄に関する措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは，発電用原子炉設置者に対し，当該発電用原子炉施設の使用の停止，改造，修理又は移転，発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができるというものであるが（同条の３の２３第１項），上記②及び③に関する事項については，改正前においても，平成２４年改正前電気事業法及び平成２４年改正前原子炉等規制法において同様の規定が設けられていた。すなわち，上記①については，改正原子炉等規制法（第３段階目の改正（前記第２の３(2)ウ（１６及び１７ページ））により新たに導入されたものであるが，上記②については，前記第１の３(2)及び(3)（８ないし１０ページ）において述べたとおり，平成２４年改正前原子炉等規制法の施行前（第３段階目の改正の施行前）においても，平成２４年改正前電気事業法において事業者に技術基準維持義務を課した上，技術基準適合命令を発令することが予定されていた（平成２４年改正前電気事業法４０条）。また，上記③については，平成２４年改正前原子炉等規制法３６条１項においても同様の規定が設けられていたところである。

４　発電用原子炉施設の安全性向上のための評価

平成２４年改正前原子炉等規制法は，発電用原子炉の設置許可の審査を始め，工事計画の認可の審査，使用前検査，施設定期検査等によって，発電用原子炉施設の安全性，健全性を担保するとともに，保安規定の認可，保安検査等によって発電用原子炉設置者の保安活動について確認を行っていた。こうした法律

上一律に課される規制要求内容に加えて，事業者がより高度な安全性を追求するために自主的に当該要求内容を上回る措置を講ずることは否定されるものではなく，むしろ，発電用原子炉施設の安全性向上の観点から望ましい。

そこで，このような事業者の自主的な取組を推奨するため，設置法附則１８条において，改正原子炉等規制法４３条の３の２９が新設され，原子力規制委員会規則で定める時期ごとに発電用原子炉施設の安全性の評価を行うこととして，事業者自らが規制によるもの以外に講じた事故の発生及び拡大の防止対策について，その結果を原子力規制委員会に届け出ることを義務付けるとともに，公表させることとした。

５　運転期間の制限

発電用原子炉施設は，その設置許可において核燃料物質等による災害の防止上支障がないこと等を確認した上，工事計画の認可，使用前検査等を経るほか，その使用に当たっては発電用原子炉施設が技術上の基準等に適合していることを確認し，供用開始後においても，定期事業者検査，施設定期検査によって安全性が確保されていることを確認するものとされている。

しかし，運転開始から長期間を経過した発電用原子炉施設については，一般的に，その設備，機器等の使用年数の経過に従って，経年劣化等によりその安全上のリスクが増大することから，こうしたリスクを低減すべく，設置法附則１７条において，改正原子炉等規制法４３条の３の３２が新設され[*4]，運転することができる期間は原則４０年に制限された。

６　事業者の責務規定の明確化

原子力施設における事故を未然に防止し，又は災害の拡大を防止するため，

---

*4　設置法附則１７条施行時は，改正原子炉等規制法４３条の３の３１であったが，設置法附則１８条の施行により，同法４３条の３の３２となった。

原子力事業者が，原子力施設の設計の妥当性の継続的な検証，安全性向上のための設備改造，事故に係る手順整備，保安教育の充実，訓練の徹底等に，安全に関する最新の知見を踏まえた積極的な取組を行うことの重要性が改めて認識されたことから，設置法附則１７条において，改正原子炉等規制法５７条の９が新設され，原子力事業者の責務を法律の規定上明らかにすることとされた。

7　緊急時における災害防止のための措置命令の強化又は拡充

平成２４年改正前原子炉等規制法６４条に基づく緊急時における災害防止のための措置に関し，設置法附則１５条において，平成２４年改正前原子炉等規制法６４条３項が一部改正され，現に地震等の災害が発生していなくとも，原子力規制委員会が災害発生の急迫した危険があると認めるときは，原子力事業者等に対し，原子炉施設等の使用の停止など，災害を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができることとされた（なお，同条は，設置法附則１７条で更に改正された）。

8　原子力災害が発生した原子力施設に対する特別規定

原子力災害が発生した原子力施設については，その災害から復旧し，又は廃止措置を講じるまでに相当の期間を要する上，こうした場合には，当該原子力施設は，原子炉等規制法が要求している通常規制に適合しないまま存在することとなる可能性もあり，その間，通常の原子力施設とは異なった特別の措置を必要とし，原子炉等規制法の適用関係を整理する必要がある。

そこで，設置法附則１５条において，改正原子炉等規制法６４条の２ないし６４条の４が新設され，このような施設（特定原子力施設）に関する規定が整備された。

9　発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

設置法の附則により，原子力発電工作物[*5]（電気事業法１０６条）の安全規制に係る規定に相当する規定が原子炉等規制法に設けられ，更に原子炉等規制法により規制を受ける発電用原子炉施設である原子力発電工作物には，電気事業法の一部の規定を適用しない旨の規定等が整備された。

具体的には，第３段階目の改正（前記第２の３(2)ウ（１６及び１７ページ））において，原子炉等規制法の適用除外規定（電気事業法の適用を受ける発電用原子炉施設等について原子炉等規制法の適用を除外する規定）である平成２４年改正前原子炉等規制法７３条が削除された。また，電気事業法における事業用電気工作物の維持（３９条），工事計画（４７条，４８条），使用前検査（４９条），使用前安全管理検査（５１条），溶接安全管理検査（５２条），定期検査（５４条），定期安全管理検査（５５条）等に相当する規定が原子炉等規制法に設けられるなどした。ただし，電気事業法の規定も維持されており，事業用電気工作物である発電用原子炉施設については，同法による規制も受けている。

また，電気事業法においては，設置法附則４１条において新設された電気事業法１１２条の３により，改正原子炉等規制法に基づいて工事計画認可がされた場合及び使用前検査に合格した場合には，電気事業法が求める要件に適合しているとみなされるほか（電気事業法１１２条の３第１項ないし３項），改正原子炉等規制法の適用を受ける原子力発電工作物については，定期検査に関する電気事業法５４条を適用しないこととされる等（電気事業法１１２条の３第４項），電気事業法の原子力発電工作物の安全規制に係る規定と原子炉等規制法のこれに相当する規定との関係が整理された。

---

*5　原子力発電工作物とは，原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（電気事業法１０６条）。

第４　新規制基準の全体像

１　形式上の分類

改正原子炉等規制法の第３段階目及び第４段階目の施行に当たり策定された原子力規制委員会規則等は，別紙１のとおりであり，①行政手続法上の命令等（同法２条８号）に当たるもの（別紙１(1)～(15-2)）と，②これに当たらないもの（別紙１(16)～(38)）とに大別される。

上記①は，原子力規制委員会規則（国家行政組織法１３条１項，行政手続法２条８号イ本文）として定められているもの（別紙１(1)～(6)），告示（同法２条８号イ括弧書）として定められているもの（別紙１(7)，(8)），審査基準（同法２条８号ロ）として定められているもの（別紙１(9)～(15-2)）に分類される。他方，上記②は，原子力規制委員会の内規として，規制基準に関連するもの（別紙１(16)～(30)）及び手続に関連するもの（別紙１(31)～(38)）に分類される。

２　許認可等との関係における各規則等の位置づけ

以上の形式上の分類とは異なり，上記各規則等を原子炉等規制法上の許認可等との関係で整理したものが別紙２である。以下，詳述する。

(1) 設置（変更）許可関係（原子炉施設の位置，構造及び設備に関するもの）

改正原子炉等規制法４３条の３の５第１項においては，発電用原子炉を設置しようとする者は，政令で定めるところにより，原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨規定され（原子炉設置許可），同法４３条の３の６第１項において，その許可基準について規定されている。また，同法４３条の３の８第１項においては，原子炉設置許可を受けた者が，同法４３条の３の５第２項２号ないし５号又は８号ないし１０号に掲げる事項を変更しようとするときは，政令で定めるところにより，原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨規定されている（原子炉設置変更許可）。

ここで，改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号においては，原子

炉設置許可又は原子炉設置変更許可（以下，併せて「原子炉設置（変更）許可」という。）の基準の一つとして，「発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」（以下「４号要件」という。）と規定されているが，同号でいう原子力規制委員会規則が，設置許可基準規則（別紙１(3)）であり，この解釈を示すものが，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号。平成２６年４月１６日，同年７月９日一部改正。乙Ｂア第３号証。別紙１(10)）である。また，設置許可基準規則８条に定める火災防護の設計方針に基づき，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号。別紙１(12)）が定められている。

なお，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（昭和５３年１２月２８日通商産業省令第７７号。乙Ｂア第４号証。別紙１(1)。以下「実用炉則」という。）３条及び５条において，主に設置許可又は設置変更許可申請事項等の詳細が定められている。

そして，４号要件の適合性を判断するに当たり，行政手続法上の命令等に当たらない規制基準に関連する内規として，下記のものが定められている。

- 原子力発電所の火山影響評価ガイド（原規技発第13061910号。別紙１(16)）
- 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（原規技発第13061911号。別紙１(17)）
- 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（原規技発第13061912号。別紙１(18)）
- 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061915号。別紙１(21)）

・実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061916号。別紙１(22)）

・敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（原管地発第1306191号。別紙１(25)）

・基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306192号。別紙１(26)）

・基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306193号。別紙１(27)）

・基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第1306194号。別紙１(28)）

さらに，行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として，「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（原規技発第13061919号。別紙１(31)）が定められている。

(2) 設置（変更）許可関係（技術的能力に関するもの）

改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項２号においては，「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」（以下「２号要件」という。）が，同項３号においては，「その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第４３条の３の２２第１項（中略）において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」（以下「３号要件」という。）が，原子炉設置（変更）許可の基準の一つとされている。

そして，２号要件については，「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」（平成１６年５月２７日，旧原子力安全委員会決定）が引き続き用いられる（核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第120919127号（平成

２４年９月１９日原子力規制委員会決定)))。

また，３号要件については，「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（原規技発第1306197号。別紙１(14)）が定められている。

なお，実用炉則３条及び５条において，主に設置許可又は設置変更許可申請事項等の詳細が定められている。

さらに，行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として，「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（原規技発第13061919号。別紙１(31)）が定められている。

(3) 工事計画認可等

改正原子炉等規制法４３条の３の９第１項においては，原則として，発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は，原子力規制委員会規則で定めるところにより，当該工事に着手する前に，その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない旨規定されている。

また，同条３項においては，原子力規制委員会は，上記認可の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは，認可をしなければならないと規定されており，同項２号として，「発電用原子炉施設が第４３条の３の１４の技術上の基準に適合するものであること。」，同項３号として，「その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。」が工事計画認可の要件の一つとされている。

ここで，同項２号にいう改正原子炉等規制法４３条の３の１４の技術上の基準としては，技術基準規則（別紙１(4)）が定められており，その解釈として，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」

（原規技発第1306194号。別紙１(11)）が定められている。

また，同項３号にいう原子力規制委員会規則としては，「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第８号。別紙１(5)）が定められており，その解釈として，「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306196号。別紙１(13)）が定められている。

なお，実用炉則８条，９条，１３条及び１４条において，主に工事計画認可申請事項等の詳細が定められている。

また，実用発電用原子炉及びその附属設備の火災防護に係る審査基準（原規技発第1306195号。別紙１(12)）が定められている。

さらに，改正原子炉等規制法４３条の３の１４の技術上の基準への適合性を判断するに当たり，下記のとおり，規制基準に関連する行政手続法上の命令等に当たらない規制基準に関連する内規が定められている。

・原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（原規技発第13061913号。別紙１(19)）

・原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（原規技発第13061914号。別紙１(20)）

・実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（原規技発第13061918号。別紙１(24)）

・耐震設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306195号。別紙１(29)）

・耐津波設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306196号。別紙１(30)）

その他，行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として，「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」（原規技発第13061920

号。別紙１(32)）が定められている。

(4) 使用前検査，燃料体検査，溶接安全管理検査

ア　使用前検査

改正原子炉等規制法４３条の３の１１第１項においては，工事計画の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設等は，原則として，その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け，これに合格した後でなければ，これを使用してはならないと規定されている。

これを受け，実用炉則１５条ないし２２条において，使用前検査の詳細が定められている。

また，同法４３条の３の１１第２項２号においては，「第４３条の３の１４の技術上の基準に適合するものであること。」が使用前検査の合格要件の一つと定められている。そして，上記のとおり，同法４３条の３の１４の技術上の基準としては，技術基準規則（別紙１(4)）が定められており，その解釈として，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306194号。別紙１(11)）が定められている。

さらに，行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として，「発電用原子炉施設の使用前検査，施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061923号。別紙１(35)）が定められている。

イ　燃料体検査

改正原子炉等規制法４３条の３の１２においては，発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）について，原子力規制委員会規則で定める加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け，合格した後でなければ使用することができない旨規定されている。

これを受け，実用炉則２３条ないし３４条において，燃料体検査の詳細が定められている。

また，同法４３条の３の１２第３項においては，燃料体検査合格の要件について，①燃料体の加工が認可を受けた設計に従って行われていること，かつ②原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることが規定されている。

これを受け，「実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第７号。別紙１(6)）が定められている。

ウ　溶接安全管理検査

改正原子炉等規制法４３条の３の１３第１項及び第２項においては，発電用原子炉に係る原子炉容器等の溶接について，原子力規制委員会規則に従って，事業者自らが検査をしてその結果を記録・保存することや，同検査において，その溶接が同法４３条の３の１４に定める技術上の基準に適合することが求められている。また，同法４３条の３の１３第３項においては，溶接事業者検査を行う発電用原子炉設置者は，溶接事業者検査の実施に係る体制について，原子力規制委員会規則で定めるところにより，同規則で定める時期に，同委員会が行う審査を受けなければならないとされている。

これを受け，実用炉則３５条ないし４４条において，溶接安全管理検査の詳細が定められている。

さらに，行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として，「発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061922号。別紙１(34)）が定められている。

(5) 施設定期検査，定期安全管理検査（定期事業者検査及び定期安全管理審査）

ア　施設定期検査

改正原子炉等規制法４３条の３の１５においては，特定重要発電用原子炉施設（発電用原子炉施設であって核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。）を設置する者は，原子力規制委員会規則で定めるところにより，原子力規制委員会規則で定める時期ごとに，原子力規制委員会が行う検査を受けなければならないと規定されている。

これを受け，実用炉則４５条ないし５３条において，施設定期検査の詳細が定められている。

イ　定期事業者検査

改正原子炉等規制法４３条の３の１６第１項においては，特定発電用原子炉施設（発電の用に供する原子炉，その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であって原子力規制委員会で定めるものをいう。）を設置する者は，原子力規制委員会規則で定めるところにより，定期に，事業者自ら検査をして，結果を記録し，保存しなければならないと規定されている。

これを受け，実用炉則５４条ないし５７条において，定期事業者検査の詳細が定められている。

ウ　定期安全管理審査

改正原子炉等規制法４３条の３の１６第４項においては，定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は，定期事業者検査の実施に係る体制について，原子力規制委員会規則で定めるところにより，原子力

規制委員会規則で定める時期に，原子力規制委員会*6が行う審査を受けなければならないと規定されている。

これを受け，実用炉則５９条ないし６１条において，定期安全管理審査の詳細が定められている。

さらに，行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として，「発電用原子炉施設の使用前検査，施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061923号。別紙１(35)）が定められている。

(6) 保安規定認可

改正原子炉等規制法４３条の３の２４第１項においては，発電用原子炉設置者は，原子力規制委員会規則で定めるところにより，保安規定を定め，発電用原子炉の運転開始前に，原子力規制委員会の認可を受けなければならないと規定されている。

これを受け，実用炉則９２条において，保安規定認可の詳細が定められている。

さらに，保安規定認可の判断に関連する内規として，「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（原規技発第1306198号。別紙１(15)）が定められている。

---

*6　平成２５年７月８日の改正原子炉等規制法第３段階目施行により，同法４３条の３の１６第４項は，「機構（引用者注：独立行政法人原子力安全基盤機構の意。）が行う審査を受けなければならない。」と改正された。その後，平成２６年３月１日に，「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」附則１３条が施行されたことに伴い，改正原子炉等規制法の４３条の３の１６第４項の「機構」は「原子力規制委員会」に改正された。

(7) 安全性向上のための評価の届出・公表

改正原子炉等規制法４３条の３の２９においては，発電用原子炉設置者は，原則として，原子力規制委員会規則で定めるところにより，同規則で定める時期ごとに，当該発電用原子炉施設の安全性について，自ら評価をして原子力規制委員会に届け出た上，その結果等を公表しなければならないと規定されている。

これを受け，実用炉則９９条の２ないし９９条の７において，安全性向上のための評価の届出・公表の詳細が定められている。

さらに，行政手続法上の命令に当たらない手続に関連する内規として，「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」（原規技発第1311273号。別紙１(38)）が定められている。

(8) 発電用原子炉の運転の期間等

改正原子炉等規制法４３条の３の３２においては，発電用原子炉の運転期間について，原則として４０年であるが，１回に限り２０年を超えない期間について延長できる旨規定されている。

これを受け，実用炉則１１３条及び１１４条において，発電用原子炉の運転期間の詳細が定められている。

さらに，発電用原子炉の運転期間の延長の判断に関連する内規として，「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（原管Ｐ発第1311271号。別紙１(15-2)）が定められ，行政手続法上の命令等に当たらない手続に関連する内規として，「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」（原管Ｐ発第1306197号。別紙１(36)）が定められている。

３　新規制基準と従前の指針類との関係について

改正原子炉等規制法の第３段階目施行に伴い制定された各原子力規制委員会規則等と従前の安全審査において用いられてきた指針類との関係は，以下のと

おりである。

(1) 平成２４年９月１９日付け審査基準等（以下「平成２４年審査基準」という。）

平成２４年９月１９日時点において，原子力規制委員会は，行政手続法５条１項の審査基準等として，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（以下「審査基準等」という。別紙１(9)）を別表の形式で定めている。例えば，原子力規制委員会は，平成２４年改正前原子炉等規制法における２３条１項及び同法２６条１項の審査基準について，「当該審査基準は，第２４条の規定を基としつつ，同条第１項については，以下の旧原子力安全委員会等が決定した安全審査指針，旧原子力安全委員会等が了承した専門部会報告書等によるものとする。」として，本準備書面別紙３に列記する旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。なお，平成２４年９月１９日の原子力規制委員会発足に伴い，原子力安全委員会は廃止され，その所掌事務のうち必要な部分は原子力規制委員会に引き継がれている。）が策定してきた各指針（以下，これらをまとめて「安全審査指針類」という。）を原子炉設置許可の審査に用いることとしていた（乙Ｂイ第９号証。平成２４年９月１９日付け原子力規制委員会作成に係る「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規総発120919127号）別表中「第２３条第１項」の欄）。これは，旧原子力安全委員会の下に置かれていた原子炉安全専門審査会作成の平成２４年５月２９日付け「安全審査に用いる指針等について」（乙Ｂイ第１０号証）を引き継いだものである。

(2) 平成２５年６月１９日付け審査基準等（以下「平成２５年審査基準」という。）

そして，改正原子炉等規制法の第３段階目施行に伴い，平成２５年６月１

９日付けで，上記別表の改正が原子力規制委員会で決定されており（乙Ｂア第５号証。平成２５年６月１９日付け原子力規制委員会作成に係る「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」原規総発1306193号。発電用原子炉設置許可の審査基準については，別表中「第４３条の３の５第１項」の欄），改正原子炉等規制法第３段階目の施行日である同年７月８日に施行された。

平成２５年審査基準においては，「基準は，法第４３条の３の６第１項各号の規定及び『実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則』（引用者注：設置許可基準規則の意。）（括弧内省略）によるものとし，原則として以下の規程に基づき個々の事例ごとに判断する。」として（乙Ｂア第５号証別表中「第４３条の３の５第１項」の欄），本準備書面別紙４に列記する三つの規程が用いられることとされた。

なお，上記三つの規程しか審査基準一覧には列記されていないが，このうち「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（乙Ｂア第３号証。別紙１(10)）においては，従前用いていた安全審査指針類の一部等を引用しているため，同解釈で引用された安全審査指針類は，平成２５年審査基準においても，基本的には，規制体系の一部を構成している。例えば，同解釈６条８項では，航空機落下について，「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成１４年７月３０日付け原院第４号。別紙３の４枚目（６６ページ）上から三つ目の○）に基づき，防護設計の要否について確認することとされている（乙Ｂア第３号証１４ページ）。また，同解釈１３条１項では，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する解析及び評価を「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成２年８月３０日付け原子力安全委員会決定。別紙３の１枚目（６３ページ）下から四つ目の○）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和５７年１月２８日付け原子力安全

委員会決定。別紙３の２枚目（６４ページ）上から三つ目の○）等に基づいて実施することとされている（乙Ｂア第３号証２９ページ）。

このように，平成２５年審査基準は，必要に応じて，安全審査指針類を引用する体系となっている。

第５　新規制基準の具体的な適用及び審査の在り方

１　原子力規制委員会による新規制基準適合性判断について

平成２５年７月８日の改正原子炉等規制法の第３段階目施行に伴い，前記各規則等（新規制基準）が制定，施行された。原子力規制委員会によるこれらの新規制基準適合性判断は，通常は発電用原子炉設置者からの申請によるところであり，基本的には，原子炉設置（変更）許可，工事の計画の（変更）認可，使用前検査，施設定期検査，保安規定の（変更）認可等の各種規制手続を通じて，その適合性の有無を判断することになる。以下，詳述する。

(1) 原子炉設置（変更）許可

発電用原子炉を設置しようとする者は，原子力規制委員会の許可（設置許可）を受けなければならず（改正原子炉等規制法４３条の３の５第１項），発電用原子炉設置者は，同条２項２号から５号まで又は８号から１０号までに掲げる事項を変更しようとするときも，原子力規制委員会の許可（設置変更許可）を受けなければならない（同法４３条の３の８第１項）。

これらの設置許可又は設置変更許可の基準の一つとして，「発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が（中略）発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」との規定が設けられている（同法４３条の３の６第１項４号，同法４３条の３の８第２項）ところ，ここでいう「原子力規制委員会規則で定める基準」として，設置許可基準規則が定められた。

これを受け，発電用原子炉設置者は，設置許可基準規則に適合させるべく

所要の対応をした上で，設置変更許可（同法４３条の３の８第１項）を申請し，原子力規制委員会は，同申請に係る内容が設置許可基準規則に適合しているか否かを審査することとされている（同法４３条の３の８第１項，２項，同法４３条の３の６第１項柱書）。

なお，設置（変更）許可にあたっては，設置許可基準規則適合性のみならず，同法４３条の３の６第１項３号等の要件適合性も審査される。

(2) 工事計画（変更）認可

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は，当該工事に着手する前に，その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならず，これを変更しようとするときも同様である（改正原子炉等規制法４３条の３の９第１項，２項）。

そして，同認可の基準の一つとして，「発電用原子炉施設が第４３条の３の１４の技術上の基準に適合するものであること。」との規定が設けられている（同法４３条の３の９第３項２号）ところ，ここでいう同法４３条の３の１４の技術上の基準として，技術基準規則が定められた。

これを受け，発電用原子炉設置者は，技術基準規則に適合させるべく所要の対応をした上で，工事計画（変更）認可（同法４３条の３の９第１項，２項）の申請をし，原子力規制委員会は，同申請に係る内容が，技術基準規則に適合しているか否かを審査することとされている（同条３項）。

(3) 保安規定（変更）認可

発電用原子炉設置者は，原子力規制委員会規則で定めるところにより，保安規定を定め，発電用原子炉の運転開始前に，原子力規制委員会の認可を受けなければならず，同規定を変更しようとするときも原子力規制委員会の認可を受けなければならない（原子炉等規制法４３条の３の２４第１項）。

これを受け，発電用原子炉設置者は，同規則に適合させるべく所要の対応をした上で，保安規定（変更）認可（同法４３条の３の２４第１項）の申請

をし，原子力規制委員会は，同申請に係る内容が，「災害の防止上十分でない」ものか否かを審査することとされている（同条２項）。

(4) 使用前検査

工事計画の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設等は，原則として，その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け，これに合格した後でなければ，これを使用してはならない（改正原子炉等規制法４３条の３の１１第１項）。

この使用前検査では，既に認可を受けた工事計画に従って行われたものであること及び同法４３条の３の１４の技術上の基準（技術基準規則）に適合するものであることが求められており，原子力規制委員会は，このように発電用原子炉設置者が実際に発電用原子炉施設等を使用する前にも，それらが技術基準規則に適合しているか否かを使用前検査を通じて確認することとされている（同法４３条の３の１１第２項）。

(5) 施設定期検査

特定重要発電用原子炉施設を設置する者は，原則として，原子力規制委員会規則で定めるところにより，原子力規制委員会規則で定める時期ごとに，原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない（改正原子炉等規制法４３条の３の１５第１項）。

この施設定期検査は，発電用原子炉設置者が負っている技術基準適合維持義務（同法４３条の３の１４）を前提とし，同適合性を担保するための手段であるから，定期的に，発電用原子炉施設等が技術基準規則に適合しているか否かを施設定期検査を通じて確認することとされている。

2 いわゆる「再稼働申請」の具体的な内容

(1) 「再稼働申請」の内容

本件原子炉施設は運転開始されていない施設であるが，工事計画認可を受けて行う変更の工事に係る使用前検査に合格した後でなければ，これを使用

してはならない（改正原子炉等規制法４３条の３の１１第１項）という点においては，既に運転されたことがある発電用原子炉施設と運転開始に至る手続に違いはない。

運転開始（再開）について，報道等において，いわゆる「再稼働申請」という用語がしばしば用いられ，行政実務上もこれらの用語が用いられることがある。しかし，法令上，「再稼働申請」という規定はなく，ここで「再稼働申請」と呼ばれているものは，実務上，原子炉設置変更許可申請，工事計画（変更）認可申請，保安規定（変更）認可申請のことを指すものと考えられる。

すなわち，本準備書面を提出した時点において，国内に設置されている発電用原子炉は，施設定期検査に入ると同時に運転を停止し，その状態が続いているが，今後，これらの停止中の原子炉が運転を再開する場合には，当該運転を再開する原子炉を新規制基準に適合させることが発電用原子炉設置者に求められている。具体的には，発電用原子炉設置者は，原子炉設置変更許可（改正原子炉等規制法４３条の３の８第１項）の申請を行い，同許可処分を受ける必要がある（同法４３条の３の８第２項，４３条の３の６第１項）。そして，これのみならず，工事計画（変更）認可の申請（同法４３条の３の９第１項，２項）を行い，同認可処分を受けること，発電用原子炉の運転開始前に，保安規定を定め，保安規定の（変更）認可を受けることが必要である（同法４３条の３の２４第１項）。他方，使用前検査（同法４３条の３の１１）及び施設定期検査（同法４３条の３の１５）等の各検査は，上記各審査が行われた後に行うことが予定されており，本準備書面を提出した時点において，使用前検査の申請はなされていない。

以上から，一般に「再稼働申請」と呼ばれているものは，主として，前三者（原子炉設置変更許可申請，工事計画（変更）認可申請，及び保安規定（変更）認可申請）のことを指すものと考えられ，これらの各申請に対する審査

は，設置許可基準規則や技術基準規則への適合性等をそれぞれ確認するものである。

(2) 主な「再稼働申請」の状況等

発電用原子炉については，改正原子炉等規制法の第３段階目施行直後の平成２５年７月８日，北海道電力株式会社泊発電所１号炉ないし３号炉，関西電力株式会社高浜発電所３号炉及び４号炉，同社大飯発電所３号炉及び４号炉，四国電力株式会社伊方発電所３号炉，九州電力株式会社川内原子力発電所１号炉及び２号炉について，設置変更許可等の申請がされた。その後，同月１２日付けで九州電力株式会社玄海原子力発電所３号炉及び４号炉，同年９月２７日付けで東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉，同年１２月２５日付けで中国電力株式会社島根原子力発電所２号炉，同月２７日付けで東北電力株式会社女川原子力発電所２号炉，平成２６年２月１４日付けで中部電力株式会社浜岡原子力発電所４号炉，同年５月２０日付けで日本原子力発電株式会社東海第二発電所，同年６月１０日付けで東北電力株式会社東通原子力発電所１号炉，同年８月１２日付けで北陸電力株式会社志賀原子力発電所２号炉についても同様の申請がされた。

いずれの原子炉についても，申請の具体的な内容は，原子炉設置変更許可申請，工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請である。

なお，本準備書面を提出した時点において，本件原子炉について，被告会社からの設置変更許可等の申請はない。

第６　改正原子炉等規制法及び新規制基準の経過措置

１　改正原子炉等規制法の経過措置

これまで述べてきたとおり，設置法は４段階に分けて段階的に施行された。設置法附則３条１項は，その第１段階目の施行に当たり，従前の国の機関が改正原子炉等規制法の施行前にした許可，認可その他の処分又は通知その他の行

為は，施行後は，設置法による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて，相当の国の機関がした許可，認可その他の処分又は通知その他の行為とみなすとしている。また，同条２項は，上記施行の際，現に旧法令の規定により旧機関に対してされている申請，届出その他の行為は，上記施行後の法令の相当規定に基づいて，新機関に対してされた申請，届出その他の行為とみなすとしている。さらに，同法附則１９条１項は，上記施行の際，現にされている指定，許可又は認可の処分は，第１段階目の施行後の指定，許可又は認可とみなすとし，同条２項は，上記施行の際，現にされている指定，許可又は認可に対する申請は，第１段階目の施行後のそれらに対する申請とみなすとしている。

このような経過措置に関する規定は，第２段階目の施行以降についても同様に置かれている（第２段階目の施行時について，設置法附則２０条，第３段階目の施行時について，２１条，２２条，２４条，２６条及び４２条ないし４７条，第４段階目の施行時について，２７条及び３０条）。

２　新規制基準の経過措置

設置法の第３段階目の施行時においては，原則として猶予期間の定めがなく，同施行時において，新規制基準への即時適合が求められている。ただし，テロ等による格納容器破損による多量の放射性物質の放出を抑制する機能の信頼性向上のための対策は，例外的に，同施行時点から５年以内に実現するよう要求することとしている。

具体的には，設置許可基準規則附則２項において，①特定重大事故等対処施設（同規則４２条）及び②常設直流電源設備（同規則５７条２項）に定める規定に適合しないものについては，平成３０年７月７日までの間はこれらの規定を適用しないことができることとされ，これらについては，適用時期についての特段の規定が定められている（乙Ｂア第６号証。平成２５年６月１９日付け「新規制基準に係る主な経過規定について」）。技術基準規則にも，同様の定めが置かれている（同規則附則４項）。

また，第３段階目の施行（前記第２の３(2)ウ（１６及び１７ページ））に伴い新たに工事計画の認可又は届出の対象となった工事であって，第３段階目の施行前に施設し，又は着手したものについては，改めて認可又は届出を要しないこととしている（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則４号）附則３条)。

第７　設置許可基準規則に適合しないことを理由とする使用停止等処分（改正原子炉等規制法４３条の３の２３）と段階的安全規制及び設置許可との関係

１　段階的安全規制との関係

前記第３の３（２０及び２１ページ）において述べたとおり，原子力規制委員会が，発電用原子炉施設の位置，構造又は設備が設置許可基準規則に適合していないことを認めた場合には，発電用原子炉設置者に対し，使用停止等処分を発令することができるが（改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項)，このことは，改正原子炉等規制法における段階的安全規制を変容させるものではない。

すなわち，前記第２の２(2)イ（１３ないし１５ページ）において述べたとおり，同法においても平成２４年改正前原子炉等規制法と同様に段階的安全規制が維持されている。そして，設置許可基準規則に適合していないことを理由とする使用停止等処分については，科学的知見の進展等に伴い設置許可基準規則が変更された場合等において，既存の発電用原子炉施設を新たな設置許可基準規則に適合させる必要があることから，改正原子炉等規制法において導入された制度であって，飽くまで段階的安全規制を前提とした制度である。

２　設置（変更）許可との関係

仮に，ある発電用原子炉施設が設置許可基準規則に適合していないことを理由とする使用停止等処分が発令されたとしても，そのことは，同設置者が従前

受けた設置（変更）許可に何らの変更を及ぼすものではない。

すなわち，原子力規制委員会が，発電用原子炉設置者に対し，当該原子炉が設置許可基準規則に適合していないことを理由として，「当該発電用原子炉施設の使用の停止，改造，修理又は移転，発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置」を命じたとしても，かかる命令そのものは，発電用原子炉設置者が従前受けた設置（変更）許可がなお存在することを前提とした上で，設置許可基準規則への適合を求める趣旨で発令されるものなのである。このことは，発電用原子炉設置者が使用停止等処分に違反したときに，原子力規制委員会が設置許可を取り消すことができると規定されていることからもうかがえる（改正原子炉等規制法４３条の３の２０第２項４号）。

第８　改正原子炉等規制法４３条の３の２３に基づく使用停止等処分の義務付け訴訟における本案要件等

１　使用停止等処分についても，処分行政庁に専門技術的裁量が認められること

既に被告国第２準備書面第４の３（２０ないし２４ページ）で述べたとおり，原子炉設置許可処分について，処分行政庁に専門技術的裁量が認められていることは，伊方最高裁判決，もんじゅ最高裁平成１７年判決及び当該処分の根拠となる実体行政法規の解釈により明らかである。

これと同様にして，使用停止等処分についても，以下に述べるとおり，処分行政庁である原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められている（行訴法３０条参照）。

すなわち，改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項の文言上，使用停止等処分の発令の要件は，原子力規制委員会が，当該発電用原子炉施設について，設置許可基準規則に「適合していないと認めるとき」等であり，かかる要件を満たす場合に，原子力規制委員会は，使用停止等処分を「命ずることができる。」とされている。さらに，発令する命令の具体的な内容についても，「発電用原

子炉施設の使用の停止，改造，修理又は移転，発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置」と選択的に規定されている。

そもそも，発電用原子炉施設は，高度の科学技術及び知見を動員して作られた極めて複雑な技術体系を有するものであり，これに係る安全性の判断は，特定の専門分野のみならず関連する多くの専門分野の専門技術的知見，実績等を結集した上での総合的判断の上に成り立つものであって，安全性に関する設置許可基準の適合性の判断の過程には，行政庁の専門技術的裁量が認められている（高橋利文・最高裁判所判例解説〔民事篇〕平成４年度４１５ページ以下参照)。かかる理は，発電用原子炉施設を最新の科学技術的知見を反映した原子力規制委員会規則で定める基準に適合させることにより同施設の安全性を確保する目的でなされる使用停止等処分においても同様に妥当する。

そうすると，仮に，発電用原子炉施設の位置，構造又は設備が設置許可基準規則に適合していないと認められたとしても，原子力規制委員会が，改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項に基づき，いかなる時期に，条文上定められた複数の命令のうち，いかなる種類の命令を発令するか，また，その場合の具体的な命令の内容等についても，具体的な事案に応じて，原子力規制委員会の専門技術的知見に基づき決定されるべき事柄であり，どのような時期にどのような内容の使用停止等処分を発令するかについては，原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められているというべきである。そして，このような専門技術的裁量においては，設置許可基準規則等への不適合それ自体のほか，原子炉施設の安全性に関する，科学的技術的な知見の獲得やその時期，従来想定できなかった自然災害の発生等の自然的条件に係る新知見の獲得やその時期，自然的条件に係る知見（調査手法や評価手法等を含む。）の各種学会や専門家らの学術的評価や動向，設置許可基準規則等への不適合の内容やその程度，設置許可基準規則等への不適合による客観的な危険性の有無やその程度，並びに当該発電用原子炉の運転の有無及び自主的な安全裕度向上の取組その他の当該発電

用原子炉施設設置者の動向（設置変更許可申請の有無又はその意向を含む。）等の一切の事情が総合的に考慮される。

上記のように，原子力施設の安全性に関する原子力規制委員会の職権行使において専門技術的裁量が認められていることは，設置法又は改正原子炉等規制法のその他の規定からもうかがわれる。すなわち，設置法５条においては，原子力規制委員会の職権の行使について，「原子力規制委員会の委員長及び委員は，独立してその職権を行う。」，同法７条１項においては，原子力規制委員会委員長及び委員の任命に関し，「委員長及び委員は，人格が高潔であって，原子力利用における安全の確保に関して専門的知見及び経験並びに高い識見を有する者のうちから，両議院の同意を以て，内閣総理大臣が任命する。」とそれぞれ規定されている。そして，改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号においては，設置許可の要件として，「発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質（中略）による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と規定されているのであり，「災害の防止上支障がない」ことの具体的内容を定めることを原子力規制委員会規則に委任している。かかる規定は，改正原子炉等規制法が，原子力規制委員会の専門技術的裁量を尊重していることの現れであるということができる。

2　義務付け訴訟における本案要件との関係

本件義務付けの訴えは，行訴法３条６項１号に規定するいわゆる非申請型の義務付けの訴えであるところ，請求が認容されるための本案要件として，その義務付けの訴えに係る処分につき，行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときであること（一義性の要件。同法３７条の２第５項）が必要とされている。

ここで，上記一義性の要件（本案要件）については，平成１６年法律第８４号による改正前の行訴法下の無名抗告訴訟としての義務付け訴訟の適法要件の一つとして要求されていた「行政庁が処分をなすべきこと又はなすべからざることについて法律上羈束されており，行政庁に自由裁量の余地が全く残されていないことなど，第一次判断権を行政庁に留保することが必ずしも重要ではないこと（明白性の要件）」（中込秀樹ほか・改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究１３８，１３９ページ）ないし「一義的明白性の要件」（原田尚彦・訴えの利益７３ページ参照）と呼ばれていたものが，本案要件として法定されたものであると解される（南博方ほか編・条解行政事件訴訟法（第３版補正版）６３７，６３８ページ）。

上記のとおり，使用停止等処分は裁量処分であるから，本件義務付けの訴えにおける一義性の要件（本案要件）として，①本件原子炉施設の位置，構造又は設備が設置許可基準規則に適合していないと認められること，②原子力規制委員会が使用停止等処分を発令しないことについて裁量権の範囲の逸脱，濫用があることが必要となると解される。

これを本件原子炉施設についていうと，前記第５の２(2)（４１ページ）で述べたとおり，被告会社からは設置変更許可申請はされていないが，仮に，同申請がされて，同審査が開始された上，同審査において，同申請の内容について設置許可基準規則に適合しない事項が認められたとしても，前記１で述べたとおり，使用停止等処分は裁量処分であって，どのような時期にどのような処分を行うかについても原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められているのであるから，原子力規制委員会は，直ちに使用停止等処分をしなければならないものではない。前記１で述べたとおり，使用停止等処分に係る専門技術的裁量においては一切の事情が考慮される。

そうすると，本件原子炉施設については，設置変更許可申請がされていないが，仮に，同申請がされて，同審査が開始された上，同審査において，同申請

の内容について設置許可基準規則に適合していない事項が認められたとしても，それだけで原子力規制委員会が使用停止等処分を発令しないことが直ちに裁量権の範囲の逸脱，濫用に当たるということにはならない。

3　使用停止等処分の義務付け訴訟については，被告行政庁の側で主張立証をする必要があるとした伊方最高裁判決の射程は及ばないこと

(1) 伊方最高裁判決は，原子炉設置許可処分の取消訴訟における主張，立証について，「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては，（中略）被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張，立証責任は，本来，原告が負うべきものと解されるが，当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると，被告行政庁の側において，まず，その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等，被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠，資料に基づき主張，立証する必要があり，被告行政庁が右主張，立証を尽くさない場合には，被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」と判示した。

(2) 行政事件訴訟にあっては，一般に被告である処分行政庁の所属する国又は公共団体が行政処分が適法であることを主張立証する責任を負うが，それは，行政処分の根拠規定が「○○の場合には●●の処分を行う。」という形式を採り，当該要件事実が存在している場合のみ，当該行政処分が適法となるからである（豊水道祐・最高裁判所判例解説〔民事篇〕昭和４２年度１５９，１６０ページ)。これに対し，裁量処分は裁量権の行使を誤っても不当になるにとどまるのが原則であり，違法の問題を生ずるのは裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある例外的な場合に限られるから，右例外的な場合であること（裁量権の範囲の逸脱，濫用があること）は，原告が主張立証しなければならない（前掲高橋４２４，４２５ページ)。上記(1)のとおり，伊方最高裁判決は，原子炉設置許可処分取消訴訟において，処分行政庁の判断に不合理な点

があることの主張立証責任は本来的に原告が負うべきものであることを確認した。

これを使用停止等処分の義務付け訴訟について見ると，前記１及び２で述べたとおり，使用停止等処分は裁量処分であるから，義務付けの訴えの一義性の要件（本案要件）としては，①発電用原子炉施設の位置，構造又は設備が設置許可基準規則に適合していないと認められること，②原子力規制委員会が使用停止等処分を発令しないことについて裁量権の範囲の逸脱，濫用があることが必要となると解される。このような義務付けの訴えの本案要件の内容に鑑みると，同要件については，当然に原告が主張立証責任を負うものと解される。そして，この点につき，西川知一郎編「リーガル・プログレッシブ・シリーズ　行政関係訴訟」１１９ページでは，「いわゆる規制権限発動型の義務付け訴訟（行訴法３条６項１号，３７条の２）においては，（中略）原告が当該処分の発動を積極的に求めるのであるから，原則的には，原告が当該処分の発動要件該当性についての立証責任を負うと解すべきである。」とされている。

(3) 他方，伊方最高裁判決は，上記(1)のとおり，「被告行政庁の側において，（中略）被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠，資料に基づき主張，立証する必要があり，被告行政庁が右主張，立証を尽くさない場合には，被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」と判示した。

しかしながら，以下に述べるとおり，伊方最高裁判決の上記判示の射程は，使用停止等処分の義務付け訴訟には及ばないと解される。

ア　すなわち，伊方最高裁判決の事案は，原子炉設置許可処分取消訴訟であるから，当然のことながら，処分行政庁は，原子炉設置許可処分を行うに当たり，申請者が行った当該許可の申請について平成２４年改正前原子炉等規制法２４条１項各号に適合していると判断している。処分行政庁は，

当該原子炉の安全審査に関する資料を全て保持し，これに基づいて平成２４年改正前原子炉等規制法２４条１項各号に適合しているか否かについて第一次判断権を行使しているから，処分行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠，資料に基づき主張立証させることが不合理であるとは必ずしも言い難い。

これに対し，そもそも義務付け訴訟は，処分行政庁が第一次判断権を行使していない状況の下で，処分行政庁が一定の処分をすべきであると認められるか否かが争われる訴訟類型である。使用停止等処分の義務付け訴訟についていえば，上記(2)の①及び②の要件をいずれも満たすことにより，処分行政庁が使用停止等処分をすべきであると認められるか否かが争われる。そして，処分行政庁である原子力規制委員会は，本件原子炉施設について，原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断（以下，上記各判断を合わせて「適合性判断等」という。）を含め，何らの判断もしていないのが常態である。この場合に，原子力規制委員会が，既に適合性判断等をしている場合に所持しているはずの適合性判断等を基礎づける資料を全て所持しているとはいえない。そうすると，原子力規制委員会に不能を強いることはできないから，同委員会に対し適合性判断等に不合理な点のないことの主張立証を求めることはできないというべきであり，これを求めることは極めて不合理である。

以上によると，使用停止等処分の義務付け訴訟の提起があったからといって，原子力規制委員会に対し主張立証を求めるべきことは全くないのであり，使用停止等処分の義務付け訴訟は，伊方最高裁判決が判示する原子炉設置許可処分取消訴訟の場合とはその前提が異なるのである。

イ　なお，伊方最高裁判決は，被告行政庁の側に主張立証の必要があるとした根拠として，「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行

政庁の側が保持していること」を挙げている。このような証拠の偏在は，伊方最高裁判決において適法性が争われた原子炉設置許可処分の当時（昭和４７年１１月２８日）の状況を踏まえた場合には首肯できるとしても，現時点においては，そのような証拠の偏在は存在しない。

すなわち，伊方最高裁判決で判断の対象とされた原子炉設置許可処分は，昭和４７年１１月２８日にされたものであり，同設置許可処分の申請書や審査書は原子力月報等の文献等で公表されていたが，インターネット技術が存在する時代ではなかったので，同訴訟の原告らが申請書等にアクセスするのは現在ほど容易ではなかった。また，その当時の安全審査に関する議事録は，その当時の慣行上，数枚程度の簡潔なもので逐語的なものではなかった。

これに対して，現在においては，原子力規制委員会は，意思決定のプロセスを含め規制に関わる情報の開示を徹底することを活動原則とし，設置変更許可申請等に対する判断で用いる資料（申請書や補正書）以外についても広く情報公開している。具体的には，各原子炉施設に係る審査会合の議事録や審査会合で事業者が説明に用いた資料等，審査の過程で参照された資料やその詳細な検討内容も含め，原則として全てホームページにおいて情報公開している（ただし，核物質防護や営業秘密など，行政機関の保有する情報の公開に関する法律５条各号に定める不開示情報を除く。）。

そうすると，伊方最高裁判決が前提とした証拠の偏在はもはや存在しないというべきである。

(4) 以上に述べたとおり，使用停止等処分の義務付け訴訟の本案要件については，本来的に原告が主張立証責任を負うのであり，しかも，被告行政庁の側で被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠，資料に基づき主張立証の必要があるとした伊方最高裁判決の射程は及ばず，被告行政庁の側で主張立証する必要があるということもできない。

第９　改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項に基づく使用停止等処分と電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令との関係

１　使用停止等処分の主体は原子力規制委員会であり，技術基準適合命令の主体は原子力規制委員会及び経済産業大臣であること

被告国答弁書第２の２（４ないし６ページ）で述べたとおり，改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項に基づく使用停止等処分の主体は原子力規制委員会であり（同項），そもそも経済産業大臣がそれをなし得る権限を有するものではない。また，電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令の主体は原子力規制委員会及び経済産業大臣であり（同条，同法１１３条の２第１項１号），そもそも経済産業大臣が単独でそれをなし得る権限を有するものではない。

２　使用停止等処分と技術基準適合命令の各要件

(1) 使用停止等処分の要件

ア　使用停止等処分によって発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項を是正することが可能であること

使用停止等処分の要件は，前記第３の３（２０及び２１ページ）で述べたとおり，原子力規制委員会が，①発電用原子炉施設の位置，構造若しくは設備が同法４３条の３の６第１項４号の基準に適合していないと認めるとき，②発電用原子炉施設が同法４３条の３の１４の技術上の基準に適合していないと認めるとき，又は③発電用原子炉施設の保全，発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬，貯蔵若しくは廃棄に関する措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときと規定されている。そのため，使用停止等処分は，電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令とは異なり，①発電用原子炉施設の位置，構造若しくは設備が改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号の基準に適合していないと認めるときにも発令することが可能であ

り，これによって発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項を是正することが可能となっている。

イ　使用停止等処分の義務付けを求める場合には，設置許可基準規則や技術基準規則等への不適合が必要であること

まず，上記アの①，すなわち，発電用原子炉施設の位置，構造若しくは設備が改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号の基準に適合していないことを理由として使用停止等処分の義務付けを求める場合には，同法４３条の３の６第１項４号でいう基準とは設置許可基準規則で定める基準であるため，同規則に適合していないことが必要である。

次に，上記アの②，すなわち，発電用原子炉施設が改正原子炉等規制法４３条の３の１４の技術上の基準に適合していないことを理由として使用停止等処分の義務付けを求める場合には，同法４３条の３の１４でいう基準とは技術基準規則で定める基準であるため，同規則に適合していないことが必要である。

最後に，上記アの③，すなわち，発電用原子炉施設の保全，発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬，貯蔵若しくは廃棄に関する措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していることを理由として使用停止等処分の義務付けを求める場合には，ここでいう原子力規制委員会規則の規定とは実用炉則であるため，実用炉則に違反していることが必要である。

(2) 技術基準適合命令の要件

ア　技術基準適合命令によって発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項を是正することはできないこと

(ｱ) 上記(1)アで述べたように，改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項に基づく使用停止等処分によって発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項を是正することが可能となっている。

他方，電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令の要件は，事業用電気工作物が同法３９条１項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときであり（電気事業法４０条），上記①に対応するものは存在しない。したがって，技術基準適合命令は，使用停止等処分とは異なり，上記①の場合に発令することはできず，これによって発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項を是正することはできない。

(イ) また，前記第１の２（６及び７ページ）及び第２の２(2)イ（１３ないし１５ページ）で述べたとおり，原子炉施設の安全規制については，段階的安全規制の仕組みが採られており，原子炉設置許可処分の段階においては，原子炉施設の安全性が一括して判断されるのではなく，それ以降に連続する許認可の各段階において，それぞれ独自の安全規制がされる。また，原子炉設置許可処分の段階では，基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみが安全審査の対象とされ，詳細設計の妥当性を審査する仕組みは採られていない。前述のように，原子炉設置許可処分の段階より後の後段規制の段階では，それに先立つ基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性は審査されない。

そして，電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令としての一時使用停止命令は，工事の計画の認可がされ，原子炉施設の工事が行われ，これによって現出した具体的な事業用電気工作物である原子炉施設について，使用前検査を経て使用が開始された後に，定期検査等の機会に発見された技術基準に関する問題を是正し，技術基準適合性を維持する目的でされるものである。すなわち，技術基準適合命令としての一時使用停止命令は，飽くまで基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項が妥当なものであることを前提とした上で，実用発電用原子炉施設に係る事業用電気工作物の具体的な部材・設備につき，使用開始後の周

囲の環境の変化又は事業用電気工作物の損耗等により技術基準に適合しなくなった場合に，これを技術基準に適合させる目的でされるものであって，仮にその時点で基本設計ないし基本的設計方針に係る事項について疑義が生じた場合であっても，技術基準適合命令としての一時使用停止命令によってそれを是正するという法的仕組みにはなっていないのである。

これを本件について見ると，例えば，原告らは，基準地震動Ｓｓの策定や津波の評価を問題としているようである（訴状第５章第２の４及び第４の２・１６７ないし１７８ページ参照）。しかし，基準地震動Ｓｓの策定については，設置許可基準規則４条（地震による損傷の防止）において，津波の評価については，同規則５条（津波による損傷の防止）において定められている。設置許可基準規則は，設置（変更）許可処分の要件の一つである改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号の委任を受けて，原子力規制委員会が策定したものであり，設置（変更）許可の審査において用いられるものである。そのため，基準地震動Ｓｓの策定や津波の評価が基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題であることは明らかである。

したがって，仮に原告らが基準地震動Ｓｓの策定や津波の評価が不合理であることを電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令の要件として主張したとしても，これは，設置（変更）許可において審査される基本設計ないし基本的設計方針に関する事項を要件として主張すること，すなわち，技術基準適合命令の要件ではない事項について主張することとなるので，かかる主張は主張自体失当となる。

イ　技術基準適合命令の義務付けを求める場合には，省令６２号で定める技術基準への不適合が必要であること

電気事業法３９条１項は，「事業用電気工作物を設置する者は，事業用

電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定め，事業用電気工作物の設置者に対し，技術基準適合維持義務を課している。そして，同条２項は，かかる主務省令において技術基準を定める際の基準を定めており，原子力発電工作物については，省令６２号において具体的な技術基準が定められている。したがって，事業者は，事業用電気工作物である発電用原子炉施設について，設計，建設段階のほか運転段階においても省令６２号に適合するように維持することが義務付けられている。

そうすると，電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令の義務付けを求める場合には，省令６２号で定める技術基準に適合していないことが必要である。

(3) 小括

前記第３の９（２３及び２４ページ）で述べたとおり，設置法の附則により，発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系が整理されたが，電気事業法による規定も維持されており，事業用電気工作物である発電用原子炉施設については，同法による規制も受けている。そして，上記のとおり，改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項に基づく使用停止等処分と電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令とは要件と効果が異なるから，重畳的に適用されることがあり得ることとなる。

もっとも，上記のとおり，使用停止等処分は，発電用原子炉施設の位置，構造若しくは設備が改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号の基準に適合していないと認めるときにも発令することが可能であり，これによって発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項を是正することが可能とされているのに対し，技術基準適合命令ではこれを是正することはできない。そして，訴状における原告らの主張を見ると，基準地震動Ｓｓの策定や津波の評価を問題としているようであり，そうであるとすれば，こ

れは発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項であるから，技術基準適合命令によって是正されるべき問題ではないこととなる。

以上のとおり，被告は，原告らからの求釈明を踏まえ，本件訴訟の審理促進の観点から，改正原子炉等規制法４３条の３の２３第１項に基づく使用停止等処分と電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令の関係について主張した。そして，処分権主義の下では，審判対象の特定提示は原告らの権能であり，原告らが検討し選択すべき事柄であるから，上記以上に被告が言及すべきことはない。

以　上

別紙１

原子力規制委員会規則

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(1) 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（昭和５３年１２月２８日通商産業省令第７７号）

(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護等に関する規則(平成２５年４月１２日原子力規制委員会規則第２号)

(3) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第５号）

(4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第６号）

(5) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第８号）

(6) 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第７号）

告示

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(7) 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成１３年３月２１日経済産業省告示第１８７号）

(8) 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和５３年１２月２８日科学技術庁告示第１０号）

内規（行政手続法の審査基準に該当するもの）

(9) 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1306193号）

(10)実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号）

(11)実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号）

(12)実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第1306195号）

(13)実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306196号）

(14)実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第1306197号）

(15)実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号）

(15-2)実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（原管Ｐ発第1311271号）

内規（行政手続法の審査基準に該当しないが，基準に関連するもの）

(16)原子力発電所の火山影響評価ガイド（原規技発第13061910号）

(17)原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（原規技発第13061911号）

(18)原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（原規技発第13061912号）

(19)原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（原規技発第13061913号）

(20)原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（原規技発第13061914号）

(21)実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061915号）

(22)実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061916号）

(23)実用発電用原子炉に係る運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第13061917号）

(24)実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（原規技発第13061918号）

(25)敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（原管地発第1306191号）

(26)基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306192号）

(27)基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306193号）

(28)基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第1306194号）

(29)耐震設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306195号）

(30)耐津波設計に係る工認審査ガイド（原管地発第1306196号）

内規（行政手続法の審査基準に該当しないが，手続に関連するもの）

(31)発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（原規技発第13061919号）

(32)発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号）

(33)発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド（原基技発第13061921号）

(34)発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061922号）

(35)発電用原子炉施設の使用前検査，施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061923号）

(36)実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管Ｐ発第1306197号）

(37)実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（原管Ｐ発第1306198号）

(38)実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド（原規技発第1311273号）

別紙２

許認可等との関係における各規則等の位置づけ（発電用原子炉施設）

設置（変更）許可＜第43条の3の5、第43条の3の8＞
(1)実用炉則　(31)設置(変更)許可申請に係る運用ガイド　(33)型式証明及び型式指定に係る運用ガイド

位置、構造及び設備		技術的能力
位置、構造及び設備	安全評価、重大事故有効性評価	原子炉設置及び運転の技術的能力、重大事故対策の技術的能力

(3)設置許可基準規則
(10)設置許可基準規則解釈
(12)火災防護に係る審査基準

(16)火山評価ガイド
(17)竜巻評価ガイド
(18)外部火災評価ガイド
(21)炉心損傷及び格納容器破損防止対策評価に係る審査ガイド
(22)燃料プールの燃料損傷防止対策評価に係る審査ガイド
(23)停止中原発の燃料損傷防止対策評価に係る審査ガイド
(25)敷地内等の地質・地質構造調査に係る審査ガイド
(26)基準地震動及び耐震設計方針審査ガイド
(27)基準津波及び耐津波設計方針審査ガイド
(28)基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド

(14)重大事故対策の技術的能力に係る審査基準

工事計画認可等＜第43条の3の9等＞
[電事法より原子炉等規法に移管]
(32)工事計画認可に係る運用ガイド
(33)型式証明及び型式指定に係る運用ガイド

保安規定認可＜第43条の3の24＞

使用前検査・施設定期検査等
＜第43条の3の11、43条の3の15等＞
[電事法より炉規法に移管]
(34)溶接事業者検査に係る実用炉則のガイド
(35)使用前検査、定期検査等に係る実用炉則のガイド

(19)内部溢水評価の審査ガイド
(20)内部火災評価の審査ガイド
(24)制御室及び緊急時対策所等の居住性被ばく評価に係る審査ガイド
(29)耐震設計に係る工認審査ガイド
(30)耐津波設計に係る工認審査ガイド

(15)保安規定審査基準

(4)技術基準規則　(11)技術基準規則解釈
(5)品質管理規則　(13)品質管理規則解釈
(6)燃料に関する技術基準規則
(7)実用炉則に基づく線量限度等告示
(8)燃料運搬に関する技術的細目告示
(12)火災防護に係る審査基準

保安及び核物質防護のために講ずべき措置
＜第43条の3の22＞

保安検査
＜第43条の3の24＞

炉主任
＜第43条の3の28＞

安全性向上のための評価の届出・公表＜第43条の3の29＞
(38)実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド

発電用原子炉の運転の期間等＜第43条の3の31＞
(15-2)実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準
(36)運転延長に係る実用炉則のガイド　(37)高経年化対策実施ガイド

青字は原子力規制委員会規則、黒字は告示又は内規　　＜＞内は、改正原子炉等規制法の該当条番号

別紙３　平成２４年審査基準等一覧

○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成１６年５月２７日，原子力安全委員会決定）

○原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて（昭和３９年５月２７日，原子力委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成２年８月３０日，原子力安全委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成２年８月３０日，原子力安全委員会決定）

○発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成１８年９月１９日，原子力安全委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（昭和５５年１１月６日，原子力安全委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和５６年７月２３日，原子力安全委員会決定）

○放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方（昭和５６年９月２８日，原子力安全委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成２年８月３０日，原子力安全委員会決定）

○発電用加圧水型原子炉の炉心熱設計評価指針（昭和６３年４月２１日，原子力安全委員会決定）

○軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針（昭和５６年７月２０日，原子力安全委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針（昭和５９年１月１９日，原子力安全委員会決定）

○BWR. MARK Ⅰ型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針（昭和６２年１１月５日，原子力安全委員会決定）

○BWR. MARK Ⅱ型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針（昭和５６年７月２０日，原子力安全委員会決定）

○発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和５７年１月２８日，原子力安全委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和５０年５月１３日，原子力委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和５１年９月２８日，原子力委員会決定）

○発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（昭和５３年９月２９日，原子力委員会決定）

○「我が国の安全確保対策に反映させるべき事項」について(審査，設計及び運転管理に関する事項(基準関係の反映事項は除く)）（昭和５５年６月２３日，原子力安全委員会決定）

○プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について（昭和５６年７月２０日，原子力安全委員会決定）

○「燃料被覆管は機械的に破損しないこと」の解釈の明確化について（昭和６０年７月１８日，原子力安全委員会了承）

○発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について（昭和６３年５月１２日，原子力安全委員会了承）

○発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について(平成元年３月２７日，原子力安全委員会了承）

○被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について（平成元年３月２７日，原子力安全委員会了承）

○配管の破断に伴う「内部発生飛来物に対する設計上の考慮」について（平成４年３

月２６日，原子力安全委員会了承）

○軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価に用いる崩壊熱データについて（平成４年６月１１日，原子力安全委員会了承）

○原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について（平成４年８月２７日，原子力安全委員会了承）

○沸騰水型原子炉に用いられる９行９列型の燃料集合体について（平成６年３月３日，原子力安全委員会了承）

○発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について（平成７年６月１９日，原子力安全委員会了承）

○発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象における燃焼の進んだ燃料の取扱いについて（平成１０年４月１３日，原子力安全委員会了承）

○「プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について」の適用方法などについて（平成１０年１１月１６日，原子力安全委員会了承）

○改良型沸騰水型原子炉における混合酸化物燃料の全炉心装荷について（平成１１年６月２８日，原子力安全委員会了承）

○沸騰遷移後燃料健全性評価分科会報告書（平成１８年６月２９日，原子力安全委員会了承）

○沸騰水型原子炉に用いられる８行８列型の燃料集合体について（昭和４９年１２月２５日，原子炉安全専門審査会）

○加圧水型原子炉に用いられる１７行１７列型の燃料集合体について（昭和５１年２月１６日，原子炉安全専門審査会）

○沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法について（昭和５１年２月１６日，原子炉安全専門審査会）

○沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法の適用について（昭和５２年２月２３日，原子炉安全専門審査会）

○取替炉心検討会報告書（昭和５２年５月２０日，原子炉安全専門審査会）

○発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き（平成２２年１２月２０日，原子力安全委員会了承）

○実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成１４年７月３０日，平成14・07・29 原院第4号）

別紙４　平成２５年審査基準一覧

○「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」（平成１６年５月２７日，原子力安全委員会決定）

○「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（原規技発第1306197号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定））

○「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定））

略称語句使用一覧表

事件名　松江地方裁判所平成２５年（行ウ）第５号
　　島根原子力発電所３号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件
原　告　井口隆史　ほか４２７名

略　称	基　本　用　語	使用書面	ページ	備考
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	3	第４準備書面で変更
被告会社	被告中国電力株式会社	〃	〃	
本件原子炉	島根原子力発電所３号機	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置変更許可処分	本件原子炉の原子炉設置変更許可処分	〃	〃	
本件無効確認の訴え	請求の趣旨第１項の無効確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付けの訴え	請求の趣旨第２項の義務付けの訴え	〃	4	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第１準備書面	8	
福島第一発電所事故	福島第一発電所において，放射性物質が外部環境へ放出される事故	〃	〃	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書	〃	9	
東電事故調査報告書	東京電力株式会社が作成した「福島原子力事故調査報告書」	〃	〃	
政府事故調	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	〃	〃	
安全設計審査	発電用軽水型原子炉施設に関する	〃	１０	

指針	安全設計審査指針（平成２年８月３０日原子力安全委員会決定，平成１３年３月２９日一部改訂）			
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和５６年７月２０日原子力安全委員会決定，平成１３年３月２９日一部改訂）	〃	１１	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成１８年９月１９日原子力安全委員会決定）	〃	１５	
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成２年８月３０日原子力安全委員会決定，平成１３年３月２９日一部改訂）	〃	１９	
省令６２号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和４０年６月１５日通商産業省令第６２号）	〃 第４準備書面	２１ ９	
バックチェック中間報告書	島根原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果中間報告書	第１準備書面	３８	
バックチェック最終報告書	島根原子力発電所３号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書	〃	３９	
意見聴取会	原子力安全・保安院の地震・津波に関する意見聴取会	〃	４８	
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	〃	５９	
重要度分類審査指針	発電用軽水型原子炉の安全機能の重要度分類に関する審査指針	〃	６５	
各委員会設置法	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	第２準備書面	１１	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた	〃	１４	

	核燃料物質			
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃 第４準備書面	１４ ７	
審査会	原子炉安全専門審査会	第２準備書面	１５	
各委員会設置法施行令	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令	〃	〃	
伊方最高裁判決	最高裁平成４年１０月２９日第一小法廷判決	〃	１８	
もんじゅ最高裁平成１７年判決	最高裁平成１７年５月３０日第一小法廷判決	〃	２０	
最高裁昭和４８年判決	最高裁昭和４８年４月２６日第一小法廷判決	〃	３２	
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成４年９月２２日第三小法廷判決	〃	３４	
２００７年勧告	国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の２００７年勧告	第３準備書面	１２	
１９９０年勧告	ＩＣＲＰの１９９０年勧告	〃	１３	
本件申請書	平成１２年１０月４日付け島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（１号及び２号原子炉施設の変更並びに３号原子炉の増設）	〃	１８	
本件変更許可申請	本件原子炉の設置変更許可申請	〃	１８	
設置法	原子力規制委員会設置法（平成２４年法律第４７号）	第４準備書面	５	
平成２４年改正前原子炉等規制法	平成２４年法律第４７号による改正前の原子炉等規制法	〃	５	
平成２４年改正前電気事業法	平成２４年法律第４７号による改正前の電気事業法	〃	５	
改正原子炉等規制法	設置法による改正後の原子炉等規制法	〃	５	

原子炉等規制法	平成２４年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	〃	５	第１準備書面から変更
技術基準適合命令	経済産業大臣が，電気事業法４０条に基づき，事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする事業用電気工作物の修理，改造，移転，使用の一時停止，使用の制限等の命令	〃	１０	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	〃	１１	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	１２	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第５号）	〃	１４	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年６月２８日原子力規制委員会規則第６号）	〃	１４	
原子炉設置（変更）許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を併せて	〃	２６	
４号要件	（改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号で定められた）発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること	〃	２６	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（昭和５３年通商産	〃	２６	

	業省令第７７号）			
２号要件	（改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項２号で定められた）その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があること	〃	２７	
３号要件	（改正原子炉等規制法４３条の３の６第１項３号で定められた）その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること	〃	２７	
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	〃	３０	
審査基準等	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等	〃	３５	
安全審査指針類	旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた指針		３５	
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする，原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断	〃	５０	